

お 知 ら せ 《 information 》

平成24年分の申告と納付の期限をお忘れなく

■平成24年分の申告と納付の期限は次のとおりです。

○申告所得税、贈与税・・・3月15日（金） ○消費税、地方消費税・・・4月1日（月）

■振替納税をご利用ください

ご指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされる確実に便利な振替納税をぜひご利用ください。

【振替納税による振替日】

○申告所得税・・・4月22日（月） ○消費税、地方消費税・・・4月24日（水）

＜お問い合わせ先＞ むつ税務署 ☎22-3294

東通村体育館 3月行事予定表

行 事 名	日 時	団 体 名
バ ド ミ ン ト ン 練 習	19:00～21:00(毎週火・木)	東通バドミントンクラブ
バ レ ー ボ ー ル 練 習	19:00～21:00(毎週火・木)	エ ン ジ ェ ル ス

国民年金後納保険料納付書の使用期限にご注意ください！

過去10年間に納め忘れた国民年金保険料については、平成24年10月から後納制度を利用して納付することが可能となりましたが、後納制度の申し込みをされ、平成15年4月分以降（平成14年10月から平成15年3月までの保険料は平成25年4月以降は納付できません）の後納保険料のお支払いが済んでいない方は、お手元の納付書の納付期限が平成25年3月31日になっていますのでご注意ください。

なお、平成15年4月以降の後納保険料を平成25年4月1日以降に後納保険料を納付される場合は、使用期限が平成26年3月末までの納付書が必要となりますので、下記国民年金保険料専用ダイヤルまたはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

△ ご注意 △

○後納保険料の使用期限は当時の保険料から10年目の月の末日です。使用期限を経過すると納付できません。

例：平成15年4月分 ⇒ （使用期限）平成25年4月30日

○保険料の加算額は年度（4月1日から3月31日まで）により定められます。前年度に発行された納付書は使用できません。

お問い合わせは、『国民年金保険料専用ダイヤル』へ

☎0570-011-050（ナビダイヤル）

050（一部）の電話、070の電話からおかけになる場合は☎03-6731-2015

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

＜受付時間＞

月～金曜日 午前8：30～午後5：15

※ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで延長

第2土曜日 午前9：30～午後4：00 （祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません）